平成２９年（フ）第２０３５号
東京都江戸川区春江町４丁目８－５－504
債務者　上原　大介
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　雅芳
4　破産債権の届出期間　平成29年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年９月１日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５３２号
東京都渋谷区神宮前６丁目34－３－405
債務者　山田千賀子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土岐　敦司
4　破産債権の届出期間　平成29年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年11月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２２５号
埼玉県和光市白子２丁目24番24－114号　和光パークファミリア
債務者　山**崎**　茂雄
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２４６号
埼玉県幸手市大字幸手2017番地１　ボヌール・コバＡ202
債務者　中村　翔太
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６２号
埼玉県草加市瀬崎５丁目31番13号
債務者　末國百年子
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１６９号
埼玉県越谷市大沢３丁目13番22号　黒田ビル404
債務者　菅原　勝彦
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１７０号
埼玉県三郷市彦成３丁目11番５－808号
債務者　松尾　真行
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４０号
千葉県成田市田町273番地１
債務者　佐藤千矢子（旧姓鶴田）
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第５２号
千葉県白井市折立580番地の２
債務者　山口　功介
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第６１号
千葉県佐倉市臼井田2310番地１　テラス登坂105
債務者　桃川アイダこと　ＢＥＮＩＴＥＺ　ＡＩＤＡ　ＬＡＮＡＳ
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第７６号
千葉県四街道市大日534番地１（アスティオン壱番館102）
債務者　三須　幸江
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第８２号
千葉県佐倉市上志津1152番地４　アッシュバートン102
債務者　野平　生子（旧姓弦巻）
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第８５号
千葉県八街市朝日384番地22
債務者　愛内　真人
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第８７号
千葉県成田市久米野335番地６（11）
債務者　吉村　英士
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第６７９号
川崎市中原区苅宿12番48号
債務者　奥野怜央奈
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５１号
川崎市中原区丸子通１丁目416番地　ストーク新丸子弐番館　404
債務者　松尾　駿
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係